

選挙の記録

令和5年4月9日執行
山形県議会議員一般選挙

は し が き

この「記録」は、令和4年11月18日に公布された「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」に基づき、第20回統一地方選挙として令和5年4月9日に執行された山形県議会議員一般選挙の結果を収録したものです。

この度の選挙は、住民の生活に直接関わる問題が地域に山積する中であって、今後の地方政治の在り方を方向付ける重要な選挙でありました。

制度面では、選挙に先立って公職選挙法施行令が改正され、期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓について、期日前投票又は不在者投票の事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとし、該当する事由の特定を不要とすることとされました。

投票率については、全国では41.85%（第20回統一地方選挙として執行された道府県議会議員選挙の平均）と前回は2.17ポイント下回る結果となり、統一地方選挙としては過去最低の投票率となりました。また、本県の投票率も50.96%と前回は3.36ポイント下回り、戦後の県議会議員選挙としては最も低い結果となりました。

一方、期日前投票については、制度の認知度の高まりや感染症対策としての当日投票所での3密防止等の観点から積極的な活用を呼び掛けた結果、当日有権者の約6分の1に当たる109,623人が投票され、県議会議員選挙において初めて10万人を超えました。

本書を刊行するに当たり、選挙の管理執行に御尽力いただいた市町村選挙管理委員会と、明るい選挙の推進に御協力いただいた啓発団体、各企業・団体及び報道機関の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷 真生

目 次

【令和5年4月9日執行 山形県議会議員一般選挙】

はしがき

- 選挙啓発チラシ
- 選挙スナップ

第1編 総括

- 1 選挙録…………… 1
- 2 選挙事務取扱日程…………… 27
- 3 選挙執行に関する県告示…………… 32

第2編 投票

- 1 選挙人名簿登録者数…………… 153
- 2 選挙当日有権者数…………… 154
- 3 投票状況…………… 155
- 4 投票結果…………… 156
- 5 市町村別投票率順位…………… 157
- 6 都道府県別投票率
（道府県議会議員選挙）…………… 158
- 7 年齢別投票率…………… 159
- 8 点字投票及び代理投票…………… 163
- 9 期日前投票
（1）期日前投票者数…………… 163
（2）都道府県別期日前投票者数…………… 164
- 10 不在者投票及び特例郵便等投票
（1）投票用紙等の請求及び交付…………… 165
（2）投票者数…………… 166
（3）受理・不受理…………… 167
（4）不在者投票管理者別不在者投票…………… 168
- 11 引き続き県内に住所を有する旨の
確認方法…………… 169
- 12 投票所を閉じる時刻を繰り上げた投票区
（1）投票区数一覧…………… 170
（2）投票区ごとの情報…………… 171
- 13 投票所（期日前投票所含む）への
移動支援の状況…………… 179

14 投票所に使用した施設

- （1）期日前投票所…………… 180
- （2）投票所…………… 182

15 投票所における身体障害者等対策

- （1）期日前投票所…………… 183
- （2）投票所…………… 184

16 投票管理者及び投票所事務従事者

- （1）期日前投票所…………… 185
- （2）投票所…………… 186

17 投票立会人

- （1）期日前投票所…………… 187
- （2）投票所…………… 188

18 投票所における感染症対策

- （1）期日前投票所…………… 189
- （2）投票所…………… 190

第3編 開票

- 1 時刻別開票進捗状況…………… 191
- 2 開票結果
（1）候補者別得票数…………… 192
（2）市町村別候補者別得票数…………… 194
（3）投票総数等…………… 195
- 3 無効投票…………… 196
- 4 党派別得票数…………… 197
- 5 党派別新現元別当選人数…………… 198
- 6 開票管理者、開票立会人
及び開票所事務従事者…………… 199
- 7 開票所の開設場所及び開票所要時間…………… 200
- 8 開票所に使用した施設…………… 201
- 9 開票所における感染症対策…………… 202

第4編 選挙運動

- 1 ポスター掲示場
（1）市町村別設置数…………… 203
（2）名簿登録者数別・面積別設置数…………… 204

(3) 区画数	205
2 個人演説会	
(1) 施設の数	206
(2) 施設使用回数	207
3 選挙事務所及び出納責任者	208
4 選挙公報	
(1) 掲載申請候補者等	210
(2) 配布所要日数等	211
5 政治活動	
(1) 確認団体	212
(2) 政治活動用ビラ	212
(3) 政治活動用機関紙（雑誌）	212
(4) 政談演説会	212
(5) ポスター証紙の交付	213
6 選挙公営	
(1) 選挙運動用自動車	214
(2) 選挙運動用ポスター	214
(3) 選挙運動用ビラ	214

8 山形県議会議員選挙の記録	
(1) 執行状況	260
(2) 投票率の推移	261
9 選挙公報	262

第5編 選挙啓発

1 第20回統一地方選挙	
臨時啓発推進要綱	215
2 第20回統一地方選挙において	
実施した啓発事業	219
3 山形県明るい選挙推進協議会会長声明	229
4 山形県選挙管理委員会委員長談話	230
5 選挙啓発の原稿例	231

第6編 その他

1 法律（臨時特例法）	233
2 政令（臨時特例法施行令）	237
3 通知（臨時特例法施行通知）	240
4 第20回統一地方選挙における選挙違反状況	
(1) 違反警告状況	246
(2) 違反検挙状況	246
5 選挙表彰	247
6 執行経費交付決定額	248
7 山形県議会議員選挙に関する	
速報要領	249



ソラシド
本坊元児

ソラシド
水口靖一郎

勝手にオネーサン

馬場園梓

みんなが動けば、
未来も動く

「令和4年度 明るい選挙啓発
ポスターコンクール 最優秀」



南陽市立赤湯中学校2年
遠藤美波さんの作品



子連れもOK!
家族みんなで
選挙に行こう!

みんなを守る、感染防止対策を実施して投票を!



マスク



手指消毒



キープディスタンス



※マスク着用は個人の判断が基本となります。

第20回 統一地方選挙

午前7時から午後8時まで (一部の地域を除く)

山形県議会議員選挙

投票日

4月9日

期日前投票は8日(土)まで

期日前投票時間/午前8時30分～午後8時

※期日前投票所が複数設けられる場合、それぞれ投票時間が異なります。

<https://www.elec.pref.yamagata.jp/>

※特設ウェブサイトは3月21日から閲覧できます。



市町村の選挙

投票日

4月23日

期日前投票は22日(土)まで

期日前投票時間/午前8時30分～午後8時

※期日前投票所が複数設けられる場合、それぞれ投票時間が異なります。

長の選挙	議会議員の選挙
山市 大蔵村	山形市/米沢市/新庄市/寒河江市/山市/長井市/河北町 西川町/朝日町/金山町/舟形町/大蔵村/川西町/小国町/白鷹町

山形県選挙管理委員会

山形県明るい選挙推進協議会

市町村選挙管理委員会

市町村明るい選挙推進協議会

期日前投票をご活用ください

レジャーや買い物などで、投票日当日に投票できそうにない人も、**期日前投票**ができます。

投票日に予定があるから期日前投票をしよう



期日前投票は午前8時30分から午後8時までできます。

在宅勤務も終わったし期日前投票しにいこう



期日前投票の手続は簡単です。

期日前投票所

投票日と同じように投票できるんだ



期日前投票を積極的に活用することは、投票日当日に選挙人が集中することを防ぎ、投票所での3密防止に繋がります。

県内で住所異動(引っ越し)された方へ

山形県議会議員選挙

県内の市町村間で住所異動してから**3か月**を経過していない方は、次の手続で投票ができます。
(前の住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。)

今の住所地の選挙管理委員会で不在者投票をする方法

① 投票用紙等を請求



前の住所地の選挙管理委員会に投票用紙等を請求します。併せて、引き続き県内に住所を有することの確認の申請も必要です。

※お早めに請求方法を最寄りの市町村選挙管理委員会へお問い合わせください。

② 投票用紙等を入手

前の住所地の選挙管理委員会から投票用紙等が届きます。

※開封厳禁の書類を開けたり、投票用紙に記入したりしないでください。



③ 必要書類を持って不在者投票所へ



前の住所地に行って投票する方法

① いずれかの市役所・町村役場で「引き続き県内に住所を有することの証明書」(無料)を発行してもらいます。 ※この手続は省略できます。



② それを持って(期日前)投票所へ

※①の証明書を持参しない場合も、受付で申請し確認を受けることで投票ができます。(確認に時間を要する場合があります。)



投票所では感染防止対策を徹底しています

投票所が実施するもの

- 定期的な換気 ● 手指消毒液などの設置
- 投票記載台などの消毒 ● 職員のマスク着用



有権者へのお願い

- 来場前後の手洗い、手指消毒 ● 身体的距離の確保
- マスク着用は個人の判断が基本となります。



投票所には、鉛筆・シャープペンシルを持参できます。



特例郵便等投票ができます

- 新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等をされている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。
- 投票を希望される方は、投票用紙を請求する必要があります。

請求先：選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会
請求期限：選挙期日(投票日当日)の4日前まで【必着】

詳しくはこちら <https://www.pref.yamagata.jp/910001/senkan.html>



親子で、家族で、一緒に投票へ

- 18歳から投票できます。
- 18歳未満のご家族も、一緒に投票所に入ることができます。
- 親の投票参加が、将来の子どもの投票行動に影響を与えることが分かっています。

子どもの頃に、親の投票について行ったことのある人・ない人の投票参加の比較



※H28年参院選後の総務省「18歳選挙権に関する意識調査」(18~20歳の男女3,000人に行ったインターネット調査より)

詳しくは最寄りの市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。



立候補届出受付合同リハーサル（山形県庁）



立候補届出受付合同リハーサル（山形県庁）



立候補届出予定者等説明会（村山総合支庁）



立候補届出予定者等説明会（最上総合支庁）



立候補届出受付（村山総合支庁）



立候補届出受付（置賜総合支庁）



明るい選挙啓発ポスター展示（山形県庁）



連携展示（山形県立図書館）



白ばら啓発隊出発式（霞城セントラル）



山形県明るい選挙推進協議会会長声明（霞城セントラル）



山形大学花笠サークル「四面楚歌」によるパフォーマンス（霞城セントラル）



啓発物品引渡し（霞城セントラル）



街頭啓発（イオンモール山形南（山形市））



街頭啓発（ヤマザワ新庄店（新庄市））



街頭啓発（ヨークベニマル成島店（米沢市））



街頭啓発（S-MALL（鶴岡市））



ロビーにおける展示（置賜総合支庁）



広報車（庄内総合支庁）



看板（山形県庁）



看板（村山総合支庁）



看板（最上総合支庁）



山形県選挙管理委員会委員長談話（山形県庁）



投開票速報リハーサル（山形県庁）



投開票速報リハーサル（山形県庁）



期日前投票所（東根市）



期日前投票所（米沢市）



投票所（新庄市）



投票所（酒田市）



投開票速報（山形県庁）



投開票速報（山形県庁）



開票所（寒河江市）



開票所（鶴岡市）



選挙会（村山総合支庁）



選挙会（置賜総合支庁）



当選証書付与（最上総合支庁）



当選証書付与（庄内総合支庁）